ID:　184

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例　第12条第1項
例規番号	平成22年条例第38号

【根拠条文】

（附属設備等使用料）

第12条　別表第2に掲げる附属設備等の使用者は、同表に定める附属設備等使用料を前納しなければならない。

2　前条ただし書の規定は、附属設備等使用料について準用する。

別表第2(第12条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1式	2,030	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,010	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1式	1,830	マイクを含む。
	204室・205室音響装置	1式	1,010	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	CDデッキ	1台	810	
照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	250	1時間未満は1時間とする。

備考

1　この附属設備等使用料は、全日をもって1単位とする。(施設の使用許可を受けていない区分については、使用の許可をしない。)

2　市外の居住者及び市外の団体等が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日